

大田市告示第 1 2 4 号

大田市音声告知放送新規設置助成金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、音声告知放送に新たに加入した者に対してその加入に要する費用の一部として予算の範囲内で大田市音声告知放送新規設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、大田市補助金等交付規則（平成 1 7 年大田市規則第 4 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、本市における音声告知放送の加入を促進し、もって災害時に災害情報の取得が困難な環境にある市民への情報提供環境構築を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「音声告知放送」とは、指定事業者（有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 2 条第 1 8 号に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）を行う事業者であって、市長が指定するものをいう。）が行う音声告知放送のサービスをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、次の各号に定める個人とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者であること。

イ 本市の区域内に存し、かつ、自ら居住する住宅（貸間を含む。以下同じ。）において視聴するため、指定事業者との間に音声告知放送の利用に係る契約（以下「加入契約」という。）を新たに締結した者であること。

ウ 当該個人と同一の世帯に属する者が助成金を受けていないこと。

(2) その他市長が必要と認めた者

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、音声告知放送の加入に要する費用のうち加入料及び引込工事（音声告知放送用の幹線から加入世帯に機器を設置して引込む工事）に係る費用とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、一件あたり19,800円を限度とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、大田市音声告知放送新規設置助成金交付申請書（様式第1号）に、指定事業者との間に加入申込書を締結したことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成金を交付することを決定した場合は、その旨を大田市音声告知放送新規設置助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、助成金の不交付を決定した場合は、その旨を大田市音声告知放送新規設置助成金不交付決定通知書（様式第3号）により理由を付して申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請等の委任）

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付申請、請求及び受領の権限を指定事業者に委任するものとする。

2 前項の規定により指定事業者が助成金の交付を受けようとする者から助成金の交付申請、請求及び受領の権限を受任した場合には、市長は、当該助成金の交付を受けようとする者に代わり指定事業者に対し助成金の交付を行うものとする。

3 市長は、前条第2項の規定による決定をしたときは、その旨を補助対象者の同意を得て、大田市音声告知放送新規設置補助対象者決定通知書（様式第4号）により指定事業者に通知するものとする。

4 指定事業者は、前項の通知により助成対象経費の減額を行うものとする。

（助成金の実績報告）

第9条 指定事業者は、助成対象経費に係る工事が完了したときは、次に

掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大田市音声告知放送新規設置助成金実績報告書（様式第5号）
- (2) 新規設置助成金実績報告明細書（様式第6号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（助成金等の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、大田市音声告知放送新規設置助成金確定通知書（様式第7号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し助成金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

大田市音声告知放送新規設置助成金交付申請書

音声告知放送新規設置助成金の交付を受けたいので、大田市音声告知放送新規設置助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、大田市音声告知放送新規設置助成金交付要綱第8条の規定により、本申請の内容を、今後の申請事務代行のため、市の指定事業者へ通知されることに同意します。

記

(1) 申請する住宅の所在地 ※集合住宅の場合は名称および 部屋番号を記載すること	大田市
(2) 住宅の所有者が申請者と 異なる場合、所有者の同意	所有者住所 所有者氏名 印

様式第2号(第7条関係)

第 号

年 月 日

様

大田市長



大田市音声告知放送新規設置助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大田市音声告知放送新規設置助成金につきましては、次のとおり交付することに決定しましたので、大田市音声告知放送新規設置助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

なお、申請時の特記事項により、この決定内容について指定事業者に通知することとします。

交付決定額

円

様式第3号(第7条関係)

第 号

年 月 日

様

大田市長



大田市音声告知放送新規設置助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大田市音声告知放送新規設置助成金につきましては、交付しないことに決定しましたので、大田市音声告知放送新規設置助成金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

(理由)

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

大田市長

申請者 住所
法人名
代表者

大田市音声告知放送新規設置助成金実績報告書

大田市音声告知放送新規設置助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付申請額 円

2 関係書類 音声告知放送新規設置助成金実績報告明細書

様式第6号(第9条関係)

音声告知放送新規設置助成金実績報告明細書

番号	氏名	設置場所	助成金交付申請額	設置完了年月日
		大田市	円	
	計	件	円	

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

大田市長



大田市音声告知放送新規設置助成金確定通知書

年 月 日付けの実績報告書を審査した結果、大田市音声告知放送新規設置助成金交付要綱第10条の規定により、助成金の額を次のとおり確定したので通知します。

確定助成金額

円